

スタッフセンター会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、一般社団法人日本映画制作適正化機構（以下「当法人」といいます）が運営する「スタッフセンター」（以下「スタッフセンター」といいます）に登録するスタッフの皆さま（以下「登録スタッフ」といいます）の利用条件を定めるものです。スタッフセンターへの登録に際しては、本規約の全文を読んだうえで、本規約に同意していただくことが必要です。登録スタッフは、本規約に従ってスタッフセンターが提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます）を利用させていただきます。

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、登録スタッフと当法人との間の本サービスの利用に関する一切の關係に適用されるものとします。
2. 当法人は、本サービスに関して、本規約の他、ご利用にあたってのルール等、各種規定（以下「個別規定」といいます）を定めることがあります。これらの個別規定は、その名称のいかんを問わず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が個別規定に定める内容と矛盾する場合は、特段の定めがない限り、個別規定に定める内容が優先されるものとします。
4. 本サービスの利用に際し、当法人以外の第三者の提供するサービスを利用する場合には、当該第三者の定める規約を遵守して本サービスを利用してください。

第2条（スタッフセンターの目的）

スタッフセンターは、実写映画制作現場のスタッフの処遇改善・人材育成を支援することを目的として、以下の業務を行うものとします。

- ① 映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインを遵守するためのサポート
- ② 登録スタッフと映画制作会社（プロダクション）との間の契約管理サービス
- ③ 保険窓口
- ④ 情報提供・共有
- ⑤ その他スタッフセンターの目的に合致する業務

第3条（利用登録）

1. 本サービスにおいて、登録希望者が本規約に同意のうえ、当法人の定める方法によって利用登録を申請し、当法人がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. 登録スタッフは、当法人の定款第5条第1項（3）に定める「一般会員」になることを希望する場合、当法人が指定する方法により別途申し込むものとします。
3. 登録スタッフは、スタッフセンターの登録時および登録後においても、当法人の求めに

応じて、当法人が指定する書類等の、合理的に必要な資料を提出するものとします。

4. 当法人は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、申請者に対し、その理由について一切の開示義務を負わないものとします。
 - ① 利用登録の申請に際し、虚偽の事項を届け出た場合
 - ② 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - ③ 前二号に定める他、当法人が利用登録を相当でないとして判断した場合

第4条（会員番号等の管理）

1. 登録スタッフは、当法人から個別の会員番号等（以下「会員番号等」といいます）を付与された場合、自己の責任においてこれを適切に管理するものとします。
2. 登録スタッフは、いかなる場合でも、会員番号等を第三者に譲渡もしくは貸与し、または第三者と共用することはできません。ただし、当法人が本サービスを委託する第三者を除きます。なお、当法人は、会員番号等が氏名その他の登録情報と一致した場合は、登録スタッフ本人による利用とみなします。
3. 会員番号等が第三者によって使用されたことによって登録スタッフに生じた損害については、当法人に故意または重大な過失がある場合を除いて、当法人は一切の責任を負わないものとします。

第5条（運営費等の負担）

1. 登録スタッフは、スタッフセンターの登録料を支払うものとします。ただし、2026年3月31日まで（2023年4月1日の募集開始から3年間）に登録した場合は、登録料の支払いは免除されるものとします。
2. 登録スタッフは、当法人が運用する「適正な映画制作現場を認定する制度」に申請された映画作品の制作現場にスタッフとして従事する場合、原則として、当該映画作品（以下「担当作品」といいます）の映画制作会社と登録スタッフとの契約金額（消費税等別、源泉税込）の1%相当額を、担当作品の映画制作会社を通じて当法人に支払う方法その他当法人が指定する方法により支払うものとします。なお、当該金額は、スタッフセンターの運営費の一部に充当されるものとします。
3. 前二項に定めるものの他、登録スタッフは、本サービスのうち有料部分の利用を希望する場合は、その対価として、当法人が別途定めて表示する利用料金を、当法人が指定する方法により支払うものとします。

第6条（遵守事項）

1. 登録スタッフは、担当作品の制作現場が適正なものであることを前提として、以下の事項を遵守するものとします。

- ① 映画制作現場のスタッフとして担当作品の創造性に寄与し、自らの知識と能力を最大限に発揮すること
 - ② 映画制作現場のスタッフとして善良な管理者としての注意義務をもって職務を遂行し、正当な理由なくこれを放棄しないこと
 - ③ 映画制作現場において、他のスタッフ（スタッフセンターへの登録のいかんを問いません）、出演者その他の関係者等（以下総称して「他のスタッフ等」といいます）と一致協力して職務に従事すること
 - ④ 他のスタッフ等ならびに担当作品の映画制作会社および映画製作者を尊重し、良好な関係の構築に努め、正当な理由なくこれらの名誉や信用を損なう行為をしないこと
 - ⑤ 当法人が別途定める安全管理ガイドラインおよびハラスメントガイドラインの内容を理解し、これを遵守すること
 - ⑥ 担当作品の未解禁情報（公表前の題名、内容、出演者名等）を含む、担当作品の映画制作会社および映画製作者の営業上の秘密情報ならびに他のスタッフ等の個人情報を知り得た場合、これを厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩しないこと
 - ⑦ 前各号に定める他、映画制作現場のスタッフとして合理的に求められる職務を真摯に行い、映画制作現場のスタッフとして相応しい行動をすること
2. 登録スタッフは、本サービスの利用にあたって、以下の行為をしてはなりません。
- ① 法令または公序良俗に違反する行為犯罪行為または犯罪行為に関連する行為
 - ② 本サービスに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
 - ③ 当法人、他の登録スタッフ、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
 - ④ 本サービスによって得られた情報等を、当該情報等が提供された目的に反して商業的に利用する行為
 - ⑤ 本サービスその他当法人の運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑥ 本サービスへ不正にアクセスし、またはこれを試みる行為
 - ⑦ 他の登録スタッフに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑧ 不正な目的で本サービスを利用する行為
 - ⑨ 他の登録スタッフまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - ⑩ 他の登録スタッフに成りすます行為
 - ⑪ 当法人が許諾していない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
 - ⑫ 面識のない異性との出会いを目的とした行為
 - ⑬ 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接的または間接的に利益を供与する行為
 - ⑭ 前各号に定める他、当法人が不適切と判断する行為

第7条（本サービスの提供の停止等）

1. 当法人は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録スタッフに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - ① 本サービスの利用に関連するコンピュータシステム（当法人以外の第三者の提供するコンピュータシステムを含みます）の保守点検または更新が行われる場合
 - ② 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ③ コンピューターまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - ④ 前各号に定める他、当法人が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当法人は、前号に定める事由による本サービスの提供の停止または中断により、登録スタッフまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わないものとします。

第8条（利用制限および登録抹消）

1. 当法人は、登録スタッフが以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく、登録スタッフに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または登録スタッフとしての登録を抹消することができるものとします。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録事項に虚偽の事実が判明した場合
 - ③ 対価等の支払債務の不履行があった場合
 - ④ 当法人からの連絡に対し、相当期間返答がない場合
 - ⑤ 本サービスについて、相当期間利用がない場合
 - ⑥ 前各号に定める他、本サービスの利用が適当でないと、当法人が判断した場合
2. 当法人は、本条に基づいて当法人が行った措置によって登録スタッフに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（退会）

登録スタッフは、当法人の定める退会手続により、スタッフセンターから退会することができるものとします。なお、登録スタッフは、スタッフとしての業務を廃業する場合は、当法人に連絡のうえ、自主的にスタッフセンターから退会するものとします。

第10条（保証の否認および免責事項）

1. 当法人は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーや

バグ、権利侵害などを含まず)がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。

2. 当法人は、本サービスに起因して登録スタッフに生じたあらゆる損害について、当法人の故意または重大な過失による場合を除いて、一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当法人と登録スタッフとの間の契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
3. 前項のただし書きに定める場合であっても、当法人は、当法人の過失(重大な過失を除きます)による債務不履行または不法行為により登録スタッフに生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害(当法人または登録スタッフが損害発生について予見し、または予見し得た場合を含みます)について一切の責任を負いません。また、当法人の過失(重大な過失を除きます)による債務不履行または不法行為により登録スタッフに生じた損害の賠償は、登録スタッフから当該損害が発生した月に受領した対価の額を上限とします。
4. 当法人は、本サービスに関して、登録スタッフと他の登録スタッフまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切責任を負いません。

第11条(サービス内容の変更等)

当法人は、登録スタッフへの事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、登録スタッフはあらかじめこれを承諾するものとします。

第12条(会員規約の変更)

1. 当法人は以下に定める場合には、登録スタッフの同意を要さず、本規約を変更することができるものとします。
 - ① 本規約の変更が登録スタッフの一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が本サービス利用の契約の目的に反さず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当法人は登録スタッフに対し、前項に定める本規約の変更にあたって、事前に本規約を変更する旨ならびに変更後の本規約の内容およびその効力の発生時期を通知します。

第13条(個人情報の取り扱い)

1. 登録スタッフは、自らがスタッフセンターに登録した個人情報(住所、氏名、年齢、メールアドレス等を含みますがこれらに限定されません)を、スタッフセンターに登録している映画制作会社が登録スタッフとの取引および取引の検討のために必要な範囲で閲覧し、利用することにあらかじめ同意します。
2. 当法人は、登録スタッフによる本サービスの利用によって取得する個人情報について

は、当法人のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。

第14条（通知または連絡）

登録スタッフと当法人の間の通知または連絡は、当法人が別途定める方法によって行うものとします。当法人は、登録スタッフから当法人が別途定める方法に従った変更の届出がない限り、現在登録されている登録スタッフの連絡先が有効なものとみなして、当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらの発信時に登録スタッフへ到達したものとみなします。

第15条（権利義務の譲渡の禁止）

登録スタッフは、当法人の書面による事前の承諾のない限り、本規約における契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保の用に供することはできません。

第16条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して登録スタッフとの間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上